

新年あけましておめでとうございます

本年もどうぞよろしくお願ひいたします

介護予防・日常生活支援総合事業について紹介します

### 総合事業ってどんな事業?

高齢者の介護予防と、高齢者が安心して自立した日常生活を送る事を目的とした事業です。



年齢や心身の状態を考えて自立支援を推進するために、リハビリを中心とした介護予防についての取り組みを実施します。

### どんな人がサービスを利用できるの?

65歳以上で、

- ①介護保険を申請し、「要支援」の認定を受けた方
  - ②基本チェックリストにより「事業対象者」となった方
- ①・②のどちらかに該当する方が対象です。

※一般介護予防事業は必要ありません。



### こんなサービスを受けられます!

#### 訪問型サービス (ヘルパー)



・ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスを、高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう実施します。

#### 通所型サービス (デイサービス)



・デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

#### 配食サービス (社協等委託)



・お一人暮らしの高齢者等で食生活に支障がある方に対して、配食サービスを行う事により、高齢者が健康で自立した生活を送ることが出来るよう支援し、併せて安否確認を行うものです。

#### 一般介護予防事業 (運動教室など)

- ・自立した状態を長く保ち、介護が必要な状態にならないよう、サロンなどでゴムバンドを使用した運動教室を開催しています。
- ・詳細は包括だより第2号をご覧ください。

### サービスを受けたいときは?

- ・地域包括支援センター
- ・担当のケアマネジャー

まで お気軽にご連絡ください。  
対象の方や受けられるサービスについてご説明させていただきます。



地域包括支援センターでは、他にも高齢者の相談を広く受け付けておりますので、お気軽にご相談ください!



本年もよろしくお願ひ致します。包括だより1号2号に運動教室など関連した情報もありますので、ぜひホームページからご覧ください。また、掲載内容については例になりますので、詳細はお問い合わせください。



編集後記